

## 問 1

生命保険に関するコンサルティングや法令・制度等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 1)

(設問A) CFP®認定者は、4人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。CFP®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相談者A : 親が生命保険に複数加入しており、認知症になった場合を心配していますが、生命保険契約照会制度（平時利用）というのがあると聞きました。どのような制度でしょうか。  
CFP®認定者 : 親族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、生命保険協会の会員会社である生命保険会社に確認できる制度です。照会受付日現在有効に継続している契約のほか、解約した契約も対象となります。
2. 相談者B : 定期保険の保険契約者および被保険者である夫が亡くなりました。保険金受取人は妻の私ですが、うっかりしていて夫の死亡前に契約が失効していました。未払込分の保険料を払い込めば、死亡保険金を受け取れますか。  
CFP®認定者 : 保険契約の失効中に保険事故が発生した場合、原則として保険金や給付金を受け取ることはできません。
3. 相談者C : 今年住宅を購入し、住宅ローンを組んで団体信用生命保険に加入しました。団体信用生命保険の保険料は、生命保険料控除の対象となりますか。  
CFP®認定者 : 団体信用生命保険は、保険金受取人が「自己または配偶者その他の親族」ではないため、生命保険料控除の対象にはなりません。
4. 相談者D : 保険契約者と満期保険金受取人が私である養老保険の積立配当金が引出し自由なため、途中で引き出すか、満期保険金と一緒に受け取るか迷っています。注意点はありますか。  
CFP®認定者 : 契約期間中に配当金を受け取る場合、支払保険料から控除され課税されませんが、配当金を満期保険金と一緒に受け取る場合は、保険金の額に含めて一時所得として課税対象となります。

**(問題2)**

(設問B) 生命保険契約についての保険法の規定およびそれに基づく取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 2010年4月1日以降に締結した保険料の払込方法(回数)が年払いの保険契約において、解約して保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、原則として保険契約者に返還される。
2. 保険金受取人を変更する意思表示が保険会社に到達する前に、保険会社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合、その保険金の支払いは無効となる。
3. 保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務に違反し保険会社が保険契約を解除した場合でも、告知されなかった事実と解除より前に発生した支払事由との間に因果関係がないときは、保険会社は保険金を支払う必要がある。
4. 死亡保険契約の保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険会社に対し、その旨を通知しなければならない。

**(問題3)**

(設問C) 生命保険数理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険会社は、公益社団法人日本アクチュアリー会が作成する標準生命表を保険料算定の参考にしており、最新版の「標準生命表2018」には、男女の年齢別に、生存数、死亡数、死亡率および平均余命が掲載されている。
2. 標準責任準備金とは、保険契約者保護および保険会社経営の健全性維持の観点から、金融庁が定める標準とする責任準備金のことである。
3. 標準利率とは、生命保険会社が責任準備金の積立てに用いる利率で、平準払いの保険では、10年国債の過去の平均応募者利回りを基準に設定することとされている。
4. 外貨建て保険は標準責任準備金制度の対象外であったが、2022年4月1日以降に締結する契約より、すべての通貨での外貨建て保険が標準責任準備金制度の対象となり、責任準備金の計算の基礎となるべき標準利率の算定方法等が定められた。

問2

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 羽田さん(69歳・男性)の2024年分の収入は、下記<資料>のとおりである。羽田さんの2024年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：180万円
② 企業年金：150万円 確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、羽田さんは掛金を負担していない。
③ 個人年金保険(10年保証期間付終身年金)：32万円(内訳：基本年金および増額年金合計で30万円、配当2万円) 羽田さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は65歳であった。 既払込正味保険料総額：295万円
④ 相続した個人年金保険(10年確定年金)：36万円 羽田さんの父が2024年4月に死亡し相続した契約であり、1回目の年金から羽田さんが受け取っている。 既払込正味保険料総額：342万円(契約当初より羽田さんの父が全額を負担) 年金受給権の相続税評価額：338万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下
65歳未満の者	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上の者	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円超	195.5万円

<余命年数表（所得税法施行令からの抜粋）>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女
60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
61	18	22	67	14	17
62	17	21	68	13	16
63	17	20	69	12	15
64	16	19	70	12	14
65	15	18	71	11	14

1. 222.30万円
2. 232.16万円
3. 232.20万円
4. 234.00万円

(問題5)

(設問B) 桑原さんが、(1) 2024年中に支払った医療費等、(2) 2024年中に受け取った給付金等は、下記<資料>のとおりである。桑原さんの2024年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、桑原さんの2024年分の総所得金額等は700万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

<資料>

(1) 2024年中に支払った医療費等				
	治療等を受けた者	内容	支払金額	備考
①	桑原さん本人	ケガの治療に係る入院治療等の費用 (うち差額ベッド代) (うち治療等を受けるための通院費)	15.5万円 (5万円) (1万円)	(注1) (注2)
②	桑原さん本人	・ 健康診断費用 ・ 健康診断の結果、重大な疾病が発見され、その治療費等として支払った費用	5万円 10万円	
③	桑原さん本人	近視矯正のために購入したコンタクトレンズ費用	5万円	
④	桑原さんの妻	薬局で購入した風邪薬代	0.5万円	(注3)

(注1) 桑原さん本人の希望により個室に入院した。  
 (注2) 自家用車で通院した際のガソリン代、駐車場代。  
 (注3) 桑原さんの妻は、桑原さんと生計を一にしている。

(2) 2024年中に受け取った給付金等  
 生命保険からの入院給付金等：10万円（上記(1)①の桑原さん本人の治療費に係るもの）

1. 0.5万円
2. 5.0万円
3. 5.5万円
4. 6.0万円

## (問題6)

(設問C) 近藤さんが2024年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。近藤さんの2024年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとし、配当金はないものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

## &lt;資料&gt;

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間正味 払込保険料	備考
①	終身保険	2010年	月払い	48,000円	(注1)
②	医療保険	2009年	月払い	38,000円	(注2)
③	介護保障保険	2024年	月払い	5,000円	(注3)
④	個人年金保険	2011年	年払い	96,000円	(注4)

(注1) 2024年10月1日に保険料の自動振替貸付制度が適用されており、年間正味払込保険料のうち、2024年10月以降の保険料12,000円は自動振替貸付により充当された金額である。

(注2) 2024年3月1日に先進医療特約を中途付加しており、3月分の保険料より月額200円が上乗せされている。

(注3) 死亡保険金額が介護保障保険金額と同額である組込型保険契約となっている。また、2024年11月から保険料を支払っている。

(注4) 税制適格特約付個人年金保険である。

## &lt;所得税の生命保険料控除の控除額の速算表&gt;

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払保険料の全額
25,000円 超	50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払保険料の全額
20,000円 超	40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 113,500円
2. 115,000円
3. 116,000円
4. 118,000円

(問題7)

(設問D) VX社は、常務取締役である五十嵐さんが2年後に勇退する際、下記<資料>の生命保険を名義変更して、役員退職慰労金として不足分の現金と合わせて現物支給する予定である。五十嵐さんの役員退職慰労金の額が、この生命保険の現物支給と現金を合わせて8,000万円である場合、VX社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は18年分を支払い済みで勇退時には20年分支払うことになるものとし、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

[VX社が現在加入している生命保険]	
保険種類：長期平準定期保険	
契約日：2007年2月1日	
保険契約者：VX社	
被保険者：五十嵐さん（契約年齢50歳）	
保険金受取人：VX社	
保険金額：8,000万円	
保険期間：30年	
保険料払込期間：80歳払込満了	
年払い保険料：3,590,400円	
五十嵐さん勇退時（70歳）の解約返戻金：4,200万円	

1.	借方	貸方
	退職金 80,000,000円	現金・預金 38,000,000円
		前払保険料 26,928,000円
		雑収入 15,072,000円
2.	借方	貸方
	退職金 80,000,000円	現金・預金 38,000,000円
		前払保険料 35,904,000円
		雑収入 6,096,000円
3.	借方	貸方
	退職金 80,000,000円	現金・預金 38,000,000円
		前払保険料 11,968,000円
		雑収入 30,032,000円
4.	借方	貸方
	退職金 80,000,000円	現金・預金 38,000,000円
		前払保険料 32,313,600円
		雑収入 9,686,400円

## (問題8)

(設問E) 木内さんが2024年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。木内さんの2024年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～④の保険契約者(保険料負担者)は木内さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

## &lt;資料&gt;

契約	保険種類	被保険者	内容	受取額	払込保険料総額	備考
①	養老保険	木内さん	満期保険金	500万円	400万円	(注1)
②	養老保険	木内さん	満期保険金	380万円	400万円	(注2)
③	終身保険	木内さんの母	死亡保険金	1,000万円	450万円	(注3)
④	一時払個人年金保険	木内さん	解約返戻金	380万円	300万円	(注4)

(注1) 木内さんの父から木内さんに保険契約者(保険料負担者)の変更が行われており、変更時点での払込保険料総額は120万円、解約返戻金は100万円である。なお、木内さんの父からの名義変更は相続または遺贈によるものではなく、かつ満期時点で父は生存している。

(注2) 受取額は、満期保険金から契約者貸付金およびその利息の合計額20万円を控除した額である。

(注3) 木内さんの母は2024年1月に死亡した。

(注4) 据置期間10年の個人年金保険(終身年金)で、加入してから4年8ヵ月後に解約した。

1. 285万円
2. 315万円
3. 325万円
4. 330万円

問3

野村さん夫婦は、現在P X社の生命保険に加入していますが、知り合いの生命保険募集人よりP T社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しており、免責事項に該当する事由もないものとします。また、配当も考慮しないものとします。

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
野村 健一郎	本人	50歳	会社員
野村 いずみ	妻	50歳	専業主婦
野村 政樹	長男	21歳	大学生

[現在加入しているP X社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照

[提案を受けているP T社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>および保険設計書<資料3>参照

<資料1> P X社

保険証券番号 ×××-××××		保険種類 定期保険特約付終身保険	
保険契約者	野村 健一郎 様	ご印鑑 	契約日：2009年12月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	野村 健一郎 様 契約年齢 35歳 男性 1974年8月20日		
死亡保険金受取人	野村 いずみ 様(妻)	受取割合 100%	

■ご契約内容

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 140万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約	10年	保険金額 3,160万円 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。
特定疾病保障定期保険特約	10年	保険金額 200万円 ◇3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の条件に該当したとき、または所定の手術を受けたとき、特定疾病保険金を支払います。 ◇死亡・所定の高度障害状態のとき保険金を支払います。 ◇保険金を支払った時点で、特約は消滅します。
災害割増特約	10年	保険金額 1,500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、災害高度障害保険金を支払います。
傷害特約	10年	保険金額・給付金額 500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡のとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金（保険金額の100%～10%）を支払います。
災害入院特約 (本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇不慮の事故で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の災害入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
疾病入院特約 (本人・妻型)	10年	日額 5,000円 ◇病気で5日以上継続入院のとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇病気または不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（疾病入院給付金日額の10倍、20倍、40倍）を支払います。 ◇同一事由の1回の疾病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断された場合、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。なお、災害割増特約・傷害特約はこの特約による保険金支払いの対象となりません。

<資料2> P T 社

ご提案書

保険種類 5年ごと配当付組立総合保障保険

(ご契約者) 野村 健一郎 様  
(被保険者) 野村 健一郎 様  
(年齢・性別) 50歳・男性

予定契約日：2024年12月1日  
払込保険料合計：××,×××円  
払方：月払い、口座振替

入院治療保障特約【Ⅲ型】	➡
入院初期一時金給付特約	➡
新・入院特約	➡
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】	➡
外来時手術保障特約	➡
先進医療保障特約	➡
早期発見・治療支援特約	➡
重症化予防支援特約	➡
重度疾病継続保障特約	➡
がん保障特約	➡
がん・上皮内新生物保障特約	➡
特定自費診療がん薬物治療保障特約	➡
生活サポート終身年金特約	➡
定期保険特約	➡
リビング・ニーズ特約	保障されています
重度がん保険金前払特約	保障されています
健康サポート・キャッシュバック特約	付加されています

▲ 50歳  
契約

▲ 60歳  
更新

▲ 90歳  
更新限度

◇おすすめプランの保障

特約名・支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等												
入院治療保障特約【Ⅲ型】 公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき (実額給付タイプ)	入院中の療養に係る × 3 円 診療報酬点数	1 回の入院の限度： 9 0 万円 通算限度： 6 0 0 万円 ※高額療養費支給の有無にかかわらずお支払いします												
入院初期一時金給付特約 入院をしたとき (一時金給付タイプ)	1 0 万円	支払限度： 1 回の入院につき 1 回 通算限度： 3 0 回												
新・入院特約 入院をしたとき (日額給付タイプ)	5, 0 0 0 円 × 入院日数	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>悪性新生物・上皮内新生物</td> <td>左記以外の病気・ケガ</td> </tr> <tr> <td>1 回の入院の限度</td> <td>無制限</td> <td>1 8 0 日</td> </tr> <tr> <td>通算限度</td> <td></td> <td>1, 0 9 5 日</td> </tr> </table>		悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ	1 回の入院の限度	無制限	1 8 0 日	通算限度		1, 0 9 5 日			
	悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ												
1 回の入院の限度	無制限	1 8 0 日												
通算限度		1, 0 9 5 日												
退院後通院治療保障特約【Ⅲ型】 退院後に、公的医療保険制度の給付対象となる通院をしたとき (実額給付タイプ)	通院時の療養に係る × 3 円 診療報酬点数 (ただし、通院日の診療報酬点数の合計が 5 0 0 点未満の場合は日額 1, 5 0 0 円) + 初回の通院時 1 万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>悪性新生物・上皮内新生物</td> <td>左記以外の病気・ケガ</td> </tr> <tr> <td>支払対象期間</td> <td>7 3 0 日</td> <td>1 8 0 日</td> </tr> <tr> <td>1 回の入院に対する通院の限度</td> <td>1 2 0 万円</td> <td>6 0 万円</td> </tr> <tr> <td>通算限度</td> <td colspan="2">6 0 0 万円</td> </tr> </table>		悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ	支払対象期間	7 3 0 日	1 8 0 日	1 回の入院に対する通院の限度	1 2 0 万円	6 0 万円	通算限度	6 0 0 万円	
	悪性新生物・上皮内新生物	左記以外の病気・ケガ												
支払対象期間	7 3 0 日	1 8 0 日												
1 回の入院に対する通院の限度	1 2 0 万円	6 0 万円												
通算限度	6 0 0 万円													
外来時手術保障特約 入院を伴わない、公的医療保険制度の給付対象となる手術 (診療報酬点数合計 2, 0 0 0 点以上) または放射線治療を受けたとき (一時金給付タイプ)	手術 1 回につき 5 万円  放射線治療 1 回につき 1 0 万円	支払限度： 6 0 日間に 1 回 通算限度： 無制限												
先進医療保障特約 先進医療による療養を受けたとき ※入院を伴わない場合も対象 (実額給付タイプ)	先進医療の技術に係る費用と同額	通算限度： 2, 0 0 0 万円												
早期発見・治療支援特約 契約日から 1 年経過後に受診した健康診断の結果により要注意基準に該当し、かつ、支払対象期間中に、要注意基準に該当した項目に関して、疾病の治療を目的とした所定の通院または入院をしたとき	2 万円	支払限度：支払対象期間ごとに 1 回 通算限度： 5 回												
重症化予防支援特約 所定の疾病による所定の状態に該当したとき (所定の心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝疾患・慢性膵炎)	所定の疾病ごと 1 0 0 万円	支払限度：それぞれの所定の疾病について 1 回 通算限度： 2 回												
重度疾病継続保障特約 重度疾病による所定の状態に該当したとき (急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝硬変・重度の慢性膵炎)	重度疾病ごと 2 0 0 万円	支払限度：それぞれの重度疾病について 1 回 通算限度： 7 回												

がん保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く 前回のお支払いから1年経過後の再発時	300万円  300万円	支払限度：無制限
がん・上皮内新生物保障特約 責任開始日から90日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）または上皮内新生物と診断確定されたとき	50万円	支払限度：1回
特定自費診療がん薬物治療保障特約 責任開始日から90日を経過した後に発病し、診断確定された悪性新生物（がん）または上皮内新生物で所定の病院等に入院または通院をし、悪性新生物（がん）または上皮内新生物の治療を直接の目的とした自費診療による特定の薬物治療（適応外薬または未承認薬）を受けたとき	薬物治療に係る薬剤費用と同額	通算限度：1億円
生活サポート終身年金特約 〔別表〕に定める所定の日常生活制限状態のいずれかの状態に該当したとき	年額200万円×一生涯	支払限度：無制限
定期保険特約 死亡または高度障害状態のとき (一時金タイプ)	500万円	保険期間：10年

〔別表〕 対象となる日常生活制限状態

① 1級・2級の身体障害者手帳の交付	② 公的介護保険制度の要介護3以上	③ 所定の寝たきり
④ 所定の認知症	⑤ 高度障害状態	⑥ 片側半身の障害

●リビング・ニーズ特約

対象となる死亡保険金額は、定期保険特約の死亡保険金額とします。

<資料3> P T社

**保険設計書<5年ごと配当付終身医療保険>**  
(無解約返戻金型)

ご契約者：野村 いずみ 様  
 被保険者：野村 いずみ 様  
 生年月日：1974年9月25日  
 50歳・女性  
 予定契約日：2024年12月1日

保険期間：終身／保険料払込期間：終身  
 毎回の保険料：××, ×××円  
 <月掛 (口座振替料率)> 60歳まで

◇おすすめプランの保障内容

主契約

	支払事由	支払額			支払限度等
		基準給付金額	入院日数	累計額	
終身医療保険	1日以上入院をしたとき	入院時支援給付金 20万円	1日 (日帰りから)	20万円	1入院あたりの支払回数 最大5回まで
			30日	40万円	
			60日	60万円	支払回数 100回
			90日	80万円	
			120日	100万円	
手術・放射線治療	入院を伴わない手術を受けたとき	外来時手術給付金 10万円			無制限 (それぞれの給付金につき、 60日の間に1回)
	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	外来時放射線治療給付金 20万円			

特約

	支払事由	支払額	支払限度等
入院時手術 終身保障特約	入院中に手術を受けたとき	入院時手術給付金 10万円	無制限 (それぞれの給付金につき、 60日の間に1回)
	入院中に放射線治療を受けたとき	入院時放射線治療給付金 20万円	
終身保険特約	死亡したとき	死亡保険金・高度障害保険金 50万円	—
	身体障害表の第1級の障害状態に該当したとき		支払回数1回
先進医療保障特約	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金 先進医療の技術に係る費用と同額	通算 2,000万円

※所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）または不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したとき、その後の保険料のお払込みは不要です。

※入院日数は、暦の上での日を単位として数え、入院開始日から通算します。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無により判断します。

## (問題9)

(設問A) CFP<sup>®</sup>認定者は、健一郎さんが入院した場合の保障内容について説明した。2025年2月に健一郎さんが急性心筋梗塞と診断され22日間継続して入院し、入院中に手術を受け、退院後にリハビリ治療のため5ヵ月間(通院日数65日間)通院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

## &lt;条件&gt;

- ・ P X社においては、3大疾病による所定の状態に該当し、疾病入院給付金日額の40倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ P T社においては、所定の疾病および所定の重度疾病に該当し、いずれも所定の状態に該当するものとする。
- ・ 入院時の診療報酬点数 240,000点
- ・ 通院時の診療報酬点数 37,000点(通院65回合計。診療報酬点数の合計が500点未満の通院日はないものとする)

1. P X社よりP T社の方が、76.1万円多い。
2. P X社よりP T社の方が、166.1万円多い。
3. P X社よりP T社の方が、175.1万円多い。
4. P X社よりP T社の方が、176.1万円多い。

## (問題10)

(設問B) CFP<sup>®</sup>認定者は、健一郎さんが不慮の事故により半身不随になった場合の保障内容について説明した。2025年3月に健一郎さんが交通事故により脊髄を損傷して29日間継続して入院し、入院中に手術を受け、退院後6ヵ月間(通院日数68日間)通院し、通院中に所定の片側半身の障害に該当した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

## &lt;条件&gt;

- ・ PX社においては、疾病入院給付金日額の40倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ PX社においては、障害給付金は70%支払われるものとする。
- ・ PT社においては、年金支払タイプの給付金は10年間にわたって10回受け取った時点で試算する。
- ・ 入院時の診療報酬点数 280,000点
- ・ 通院時の診療報酬点数 41,000点(通院68回合計。診療報酬点数の合計が500点未満の通院日はないものとする)
- ・ PX社およびPT社ともに、所定の高度障害状態には該当しない。

1. PX社よりPT社の方が、1,729.3万円多い。
2. PX社よりPT社の方が、1,738.3万円多い。
3. PX社よりPT社の方が、1,739.3万円多い。
4. PX社よりPT社の方が、2,239.3万円多い。

## (問題11)

(設問C) CFP<sup>®</sup>認定者は、いずみさんが日帰り手術を受けた場合の保障内容について説明した。2025年4月にいずみさんが白内障と診断確定され、2025年5月中に片眼ずつそれぞれ別の日に計2回、日帰り手術を受けた場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、以下の<条件>に基づくこと。

## &lt;条件&gt;

- ・ PX社においては、各々、疾病入院給付金日額の20倍の給付に該当する手術を受けたものとする。
- ・ PT社においては、入院基本料の支払いはなかったものとする。
- ・ 日帰り手術時の診療報酬点数(1回の手術ごと) 15,000点

1. PX社よりPT社の方が、18万円多い。
2. PX社よりPT社の方が、8万円多い。
3. PX社よりPT社の方が、4万円多い。
4. PT社よりPX社の方が、2万円多い。

問4

佐野亜希子さん（以下「亜希子さん」という）は、2024年10月に夫の正弘さん（40歳）が交通事故で死亡したため、生命保険について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
佐野 亜希子	本人	38歳	パートタイマー
佐野 翔太	長男	10歳	小学生

[状況等]

- ・ 正弘さんは、22歳から18年間株式会社KAに勤務（厚生年金保険加入）していた。
- ・ 亜希子さんは、22歳から株式会社KAに勤務（厚生年金保険加入）していたが、正弘さんと結婚後退職。しばらくは専業主婦であったが、翔太さんが小学生になったことを機にパート勤めをしている。今後は正社員として就労する予定である。
- ・ 正弘さんと亜希子さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 現在の預貯金残高（正弘さんの死亡保険金を含まない額）は、300万円である。

[正弘さんが保険契約者（保険料負担者）となっている生命保険契約]

契約	保険種類	保険金・年金年額	保険料払込期間	払込方法	被保険者	死亡保険金（給付金）受取人
①	定期付終身保険	2,000万円	65歳	月払い	正弘さん	亜希子さん
②	個人年金保険	60万円・10年間	65歳	月払い	亜希子さん	正弘さん
③	こども保険	満期240万円	18歳	月払い	翔太さん	正弘さん

## (問題 1 2)

(設問A) 亜希子さんは、自分が万一死亡した場合に備え、新たな生命保険に加入することを検討している。下記<資料>は、CFP®認定者が亜希子さんからヒアリングした内容に基づいて作成した遺族の「必要保障額計算表」である。現時点で亜希子さんが死亡した場合の必要保障額の不足額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[必要保障額計算表]

(単位：万円)

年	翔太 さん 年齢	収入等合計		支出合計			当該年 の収支	
			公的年金	生活費	住居費	教育費		
2025	11		171	396	240	96	60	▲225
2026	12		171	406	240	96	70	▲235
2027	13		171	408	240	96	72	▲237
2028	14		171	408	240	96	72	▲237
2029	15		171	438	240	96	102	▲267
2030	16		171	408	240	96	72	▲237
2031	17		171	408	240	96	72	▲237
2032	18		171	438	240	96	102	▲267
2033	19		0	456	240	96	120	▲456
2034	20		0	456	240	96	120	▲456
2035	21		0	456	240	96	120	▲456
2036	22		0	456	240	96	120	▲456
合計			1,368	5,134	2,880	1,152	1,102	

- ・ 翔太さんの年齢は、年末時点の満年齢で表示している。
- ・ 教育費は、翔太さんが受給した奨学金等を控除した後の額である。また、翔太さんが22歳で大学を卒業することを前提に表示している。
- ・ 税金・社会保険料は、遺族の生活費に含まれる。
- ・ 必要保障額の計算上、現在の預貯金残高および生命保険契約からの保険金等を考慮すること。
- ・ 契約③は保険料の払込みが免除されている。
- ・ 必要保障額の計算上、契約②の死亡給付金および亜希子さんの葬儀費用等の整理資金は考慮しない。
- ・ 記載されている数値は正しいものとする。
- ・ 問題作成の都合上、一部空欄にしてある。
- ・ 算入する金額がない場合は「0」と表記している。

1. 1,226万円
2. 1,466万円
3. 1,526万円
4. 3,226万円

(問題 13)

(設問B) 亜希子さんは、下記<資料>の生命保険の契約者を自身に変更して契約を継続する予定である。名義変更に係る税務上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[正弘さんが保険契約者(保険料負担者)となっている生命保険契約(②③)の詳細]				
保険種類	②個人年金保険		③こども保険	
	名義変更前	名義変更後	名義変更前	名義変更後
保険契約者(保険料負担者)	正弘さん	亜希子さん	正弘さん	亜希子さん
被保険者	亜希子さん	亜希子さん	翔太さん	翔太さん
死亡保険金(給付金)受取人	正弘さん	翔太さん	正弘さん	亜希子さん
保険金・年金年額	60万円・10年間		満期240万円	
保険料払込期間	65歳		18歳	
正弘さんが支払った 正味払込保険料合計額	210万円		120万円	
正弘さん死亡時の 解約返戻金相当額	190万円		80万円	
契約満了までの 総払込保険料(予定額)	550万円		120万円 (契約者死亡により保険料 払込免除)	

1. 契約②の保険契約者を亜希子さんに変更する場合、亜希さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利の評価額は210万円である。
2. 契約②の保険契約者を亜希子さんに変更した後、亜希さんが年金受取開始まで生存して年金を受給する場合、正弘さんが支払った正味払込保険料相当額に対応する年金の受給権は贈与税の課税対象となる。
3. 契約③は、保険契約者である正弘さんが死亡すると保険料が払込免除となるため、保険契約者を亜希子さんに変更しても課税関係は生じない。
4. 契約③の満期保険金は、全額が一時所得として所得税の課税対象となる。



問5

倉田さんは、現在個人事業主としてLZ設計事務所を経営しており、今後の経営などについてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]			
氏名	続柄	年齢	備考
倉田 和彦	本人	45歳	自営業（個人事業主）

[状況等]

- ・ LZ設計事務所は従業員数5名の事務所である。
- ・ 現在は個人事業主だが、2025年1月法人成りを予定している。

(問題14)

(設問A) 倉田さんは、採用が厳しくなる中、従業員の確保を図るため退職金制度を整備したいと考え、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。従業員の退職金準備制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 中小企業退職金共済制度は、掛金は事業主負担で全額必要経費に算入でき、掛金と加入期間に応じた確実な退職金準備ができる制度で、一定期間国から掛金の助成がある。
2. 養老保険を活用した退職金準備は、従業員全員を対象とするなど一定の要件を満たせば、保険料の1/2を必要経費に算入でき、弔慰金や退職金の確実な資金準備ができる。
3. 企業型確定拠出年金は、事業主が負担する従業員の掛金は全額必要経費に算入でき、運用リスクは従業員が負担する。
4. 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）は、加入者掛金と事業主掛金の合計額が、1人当たり月額5,000円～27,500円の範囲で設定する。

## (問題15)

(設問B) 倉田さんは、2025年1月に現在の事務所を法人組織(法人名:株式会社LZ設計事務所、以下「LZ社」という)に変更し、個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりLZ社名義に変更する予定である。名義変更時の経理処理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

保険種類: 定期保険

保険期間: 50年

契約形態: 保険契約者(保険料負担者)および死亡保険金受取人 LZ社  
被保険者 倉田さん

契約日: 2020年1月1日(倉田さん40歳)

死亡保険金: 5,000万円

年間保険料: 98万円

名義変更時: ① 名義変更時までに支払われた保険料合計額 490万円  
② 名義変更時の解約返戻金相当額 317万円(③を含まず)  
③ 積立配当金 8万円

1. 解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、LZ社は325万円を損金に算入し、資産には計上しない。
2. 解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、倉田さん個人については、既払込保険料合計額が解約返戻金相当額および積立配当金の合計額を超えるため課税されない。
3. 無償譲渡する場合、LZ社は317万円を保険料積立金として、8万円を配当金積立金としてそれぞれ資産計上し、その合計額を雑収入として益金に算入する。
4. 無償譲渡する場合、倉田さん個人について課税関係は発生しない。

(問題 16)

(設問C) 法人成りしたLZ社は従業員退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)を検討した。仮に加入から10年後に従業員の山本さんが死亡により退職する場合、山本さんの死亡退職金支給に係るLZ社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は10年分支払い、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類：養老保険(無配当)  
 保険契約者・満期保険金受取人：LZ社  
 被保険者：従業員全員  
 死亡保険金受取人：被保険者の遺族  
 保険期間：各被保険者の60歳満期  
 保険料払込期間：各被保険者の60歳払込満了  
 山本さんに係る死亡保険金額：300万円  
 山本さんに係る年払保険料：106,000円  
 ※山本さんは30歳で加入するものとする。  
 ※山本さんの退職金規程での死亡退職金予定額は500万円とする。  
 ※退職金規程では、養老保険の死亡保険金は死亡退職金に充当し、中小企業退職金共済制度から支払われる126万円は退職金に充当するものとする。

1.	借方	貸方
雑損失	530,000円	保険料積立金
退職金	5,000,000円	530,000円
		現金・預金
		740,000円
		雑収入
		4,260,000円
2.	借方	貸方
雑損失	530,000円	保険料積立金
退職金	3,740,000円	530,000円
		現金・預金
		740,000円
		雑収入
		3,000,000円
3.	借方	貸方
雑損失	530,000円	保険料積立金
退職金	2,000,000円	530,000円
		現金・預金
		740,000円
		雑収入
		1,260,000円
4.	借方	貸方
雑損失	530,000円	保険料積立金
退職金	740,000円	530,000円
		現金・預金
		740,000円



問6

工藤遼太郎さん（以下「遼太郎さん」という）は、自身の定年が近づいてきたことから、老後の生活設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[家族構成]

氏名	続柄	備考
工藤 遼太郎	本人	会社員

[状況等]

- ・ 遼太郎さんは未婚である。
- ・ 遼太郎さんはHW株式会社（以下「HW社」という）に勤務しており、そのほかに子会社であるHZ株式会社の取締役となっている。2025年中に定年退職を迎え、両社から同年中に退職一時金が支給される予定である。
- ・ HW社において、病気のため1年6ヵ月間休職をしたことがある。

<資料>

[HW株式会社 従業員退職金規程]

第1条（適用範囲）

1. この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー・アルバイトなど就業形態が特殊なものについては対象外とする。

第2条（退職金の支給要件）

1. 退職金は満3年以上勤務した従業員が次の各号の一つに該当する事由により退職した場合に支給する。
  - ① 定年により退職したとき
  - ② 在職中死亡したとき
  - ③ 会社の都合により退職したとき
  - ④ 自己の都合により退職したとき
2. この規程において会社都合退職とは第1項1号から3号までをいう。

第3条（基本退職金の計算）

1. 基本退職金は退職時点における本人の持ち点に1点当たりの単価を乗じて算出する。
2. 前項の1点当たりの単価は10,000円とする。ただし、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定する場合がある。

第4条（基本退職金の加減率）

基本退職金の退職事由別加減率は次のとおりとする。

1. 会社都合による退職の場合は基本退職金満額を支給する。
2. 自己都合による退職の場合は別表1に定める率を適用する。

第5条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げる。

## 第6条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

## 第7条（支払の時期および方法）

退職金は、退職の日から30日以内に支給対象者の指定する金融機関口座への振込みにより支払う。中小企業退職金共済制度から支払われる金額がある場合は、退職金支給額から中小企業退職金共済制度からの支給額を差し引いた金額を振込みにより支払う。

## 第8条（遺族の範囲および順位）

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

## 第9条（退職金の不支給）

次の各号の一つに該当するものには、退職金を支給しない。

- ① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者
- ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

## 第10条（持ち点の付与）

1. 会社は毎年4月1日に直前の計算期間の勤続ポイントおよび資格ポイントを従業員に付与し、その時点の持ち点に加算する。退職時点における本人の持ち点とは、持ち点に、持ち点加算時点から退職時点までの勤続期間に応じた勤続ポイントおよび資格ポイントを付与したものとする。
2. 勤続ポイントは別表2に定める。
3. 資格ポイントは別表3に定める。

## 第11条（付与点の計算期間）

1. 付与点の計算期間は4月から翌年の3月までの期間とする。
2. 一計算期間の中で勤続1年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。計算期間中途における退職および資格変更のときも同様とする。
3. 前項の場合、1ヵ月に満たない期間は切り捨てる。
4. 正社員以外での勤続期間は含めない。
5. 休職期間については会社が特別に認めたとき以外は勤続期間としない。また、育児・介護休業期間も勤続期間としない。
6. 毎年の付与すべき点数に端数が出た場合は、勤続ポイントおよび資格ポイント合計の小数点以下を切り上げる。

## 第12条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

[別表1 基本退職金自己都合支給率表]

勤続年数	支給率
3年未満	0%
3年以上5年未満	30%
5年以上10年未満	50%
10年以上20年未満	80%
20年以上	100%

[別表2 勤続ポイント表]

勤続年数	付与点	勤続年数	付与点
1	0	13	18
2	6	14	18
3	6	15	18
4	12	16	18
5	12	17	18
6	12	18	18
7	12	19	18
8	12	20	24
9	12	21	24
10	18	22	24
11	18	23	24
12	18	24	24

[別表3 資格ポイント表]

資格	付与点
副店長	6
店長	12
部長	18

(問題17)

(設問A) 遼太郎さんの同僚である、HW社従業員の宮本さん(34歳)は、2024年10月8日に帰省中の交通事故により死亡した。下記<条件>に基づき計算した宮本さんの退職金の額として、正しいものはどれか。

<条件>

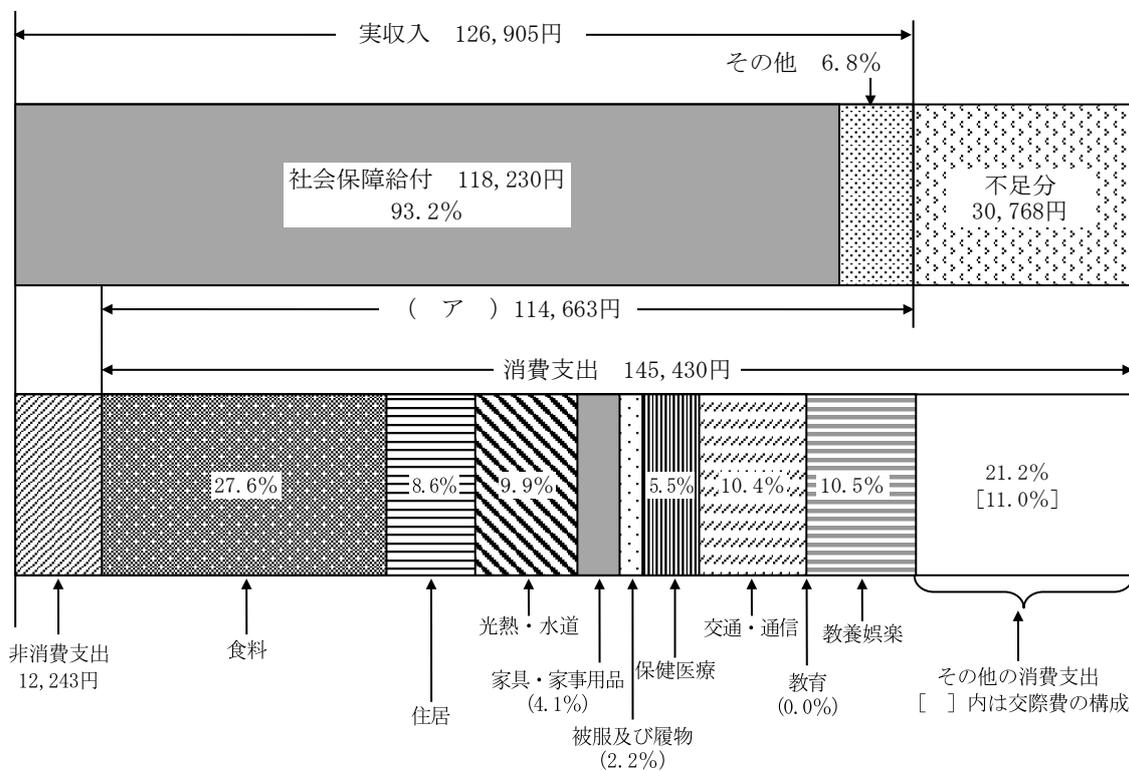
入社日等：2008年4月1日にアルバイトとして入社  
 2010年4月1日に正社員へ登用  
 資格：2014年4月1日から2020年3月31日まで副店長  
 2020年4月1日から死亡時まで店長  
 その他：従業員退職金規程第6条に定める「債務」、第9条に定める「退職金の不支給」、第11条第5項に定める「休職期間」「育児・介護休業期間」に該当する事由はないものとする。

1. 183万円
2. 219万円
3. 273万円
4. 309万円

(問題 18)

(設問B) CFP®認定者は、遼太郎さんに老後の生活資金についての一般的な考え方を説明した。次の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。  
 なお、計算結果は表示単位の小数点以下第2位を四捨五入すること。

定年後の生活資金は現役時代と大きく変わります。実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いたものが(ア)ですが、定年後は収入が減るため、(ア)に対する消費支出の割合である(イ)が100%を超えることを想定する必要があります。  
 世帯主が65歳以上の単身無職世帯の家計を見ると、下図のとおり、(ア)が約11.5万円に対し、消費支出は約14.5万円で、約3.0万円不足しており、(イ)は(ウ)となっていることがわかります。



このように、定年後は財産の形成というより、財産を取り崩すことが生活の中心になります。また、定年後の生活では、不要になる支出がある一方で、新たに発生する支出があることにも注意しましょう。

(出所) 総務省統計局の「家計調査年報(家計収支編)」で公表された2023年の高齢単身無職世帯の家計収支の状況を基に作成

- 1. (ア) 可処分所得 (イ) 平均消費性向 (ウ) 126.8%
- 2. (ア) 可処分所得 (イ) 限界消費性向 (ウ) 137.5%
- 3. (ア) 基本生活費 (イ) 限界消費性向 (ウ) 126.8%
- 4. (ア) 基本生活費 (イ) 平均消費性向 (ウ) 137.5%

## (問題 19)

(設問C) 遼太郎さんは、退職金の課税関係について詳しく知りたいと思い、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。CFP<sup>®</sup>認定者が行った退職金の税務に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「病気により休職をした期間がある場合、休職期間が従業員退職金規程により退職金支給額に反映されていなかったとしても、その期間は退職所得控除額を計算する際の勤続年数に反映できます。」
2. 「同一年に2ヵ所から退職金を支給されたときは、それぞれの勤続期間のうち、最も長い期間を勤続年数として計算し、もう一方の勤続期間のうち最も長い期間と重複しない期間があるときは、その重複しない期間は退職所得控除額を計算する際の勤続年数に加算できます。」
3. 「個人型確定拠出年金（iDeCo）の老齢給付金を全額一時金で受け取る場合、掛金を拠出せずに運用指図者として積立金を運用している期間は、退職所得控除額を計算する際の勤続年数に反映できます。」
4. 「iDeCoの老齢給付金を全額一時金で受け取った3年後に勤務先から退職金が支給される場合、iDeCoに係る勤続期間と退職金に係る勤続期間に重複期間があるときは、勤務先の勤続期間に基づき算出した退職所得控除額から、重複期間の年数に基づき算出した退職所得控除額相当額を控除した金額が退職所得控除額となります。」

## (問題20)

(設問D) 遼太郎さんは、退職金を活用して一時払いの個人年金保険の加入を検討している。そこで、生命保険会社の健全性について詳しく知りたいと思い、加入を検討している生命保険会社のディスクロージャー資料から抜書きをしてCFP<sup>®</sup>認定者に説明を求めた。CFP<sup>®</sup>認定者が行った保険会社の経営の健全性を判断する指標に関する次の説明のうち、最も不適切なもののはどれか。

## &lt;遼太郎さんのメモ&gt;

ソルベンシー・マージン比率	3,645.4%
エンベディッド・バリュー	1,981億円
実質純資産額	699億円
格付け	AA-

1. 「ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。遼太郎さんが加入を検討している保険会社に親会社があれば、そこが発表している連結ソルベンシー・マージン比率も確認しておいた方がよいでしょう。」
2. 「エンベディッド・バリューとは、保険会社の企業価値を表す指標の一つであり、『修正純資産』と『保有契約価値』を合計した額です。業界統一の技術的手法を用いて将来利益の不確実性を反映させて算出しています。」
3. 「実質純資産額とは、実質資産負債差額ともいいます。時価ベースの資産の合計から、資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標の一つです。」
4. 「格付けは、格付会社の意見であり、保険金の支払いなどの保証を行うものではありません。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも『依頼格付け』と『勝手格付け』の2種類があり、性質が異なります。」

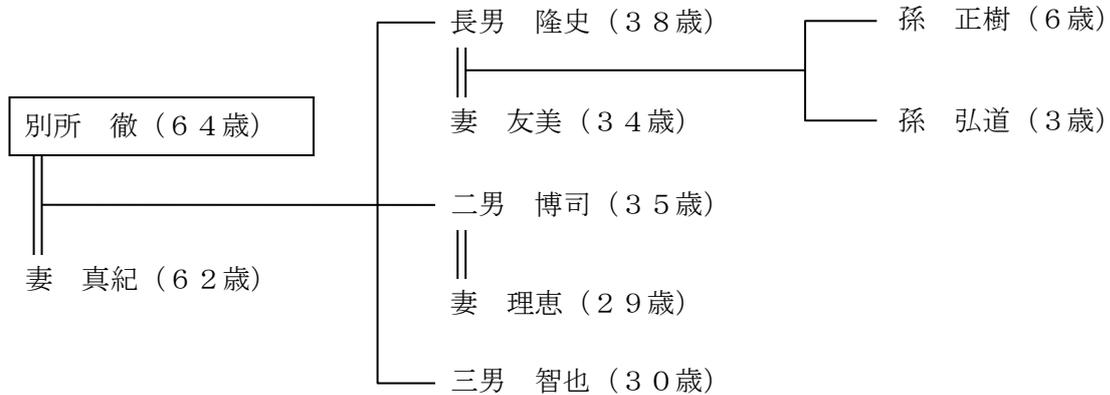




問7

神奈川県内で非上場の株式会社NZ（以下「NZ社」という）を経営する別所徹さん（以下「徹さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ NZ社は、役員3名、従業員25名の株式会社で、徹さんが代表取締役社長、長男の隆史さんが取締役となっている。なお、徹さんは隆史さんにNZ社の経営を継いでもらいたいと考えている。
- ・ 妻の真紀さんは専業主婦で、NZ社の経営には関与していない。
- ・ 二男の博司さんは、東京都内で商社に勤めており、NZ社に入社する予定はない。
- ・ 三男の智也さんは、自身で起業して会社経営をしており、NZ社と取引関係はない。
- ・ NZ社に係る連帯保証人は徹さんのみである。
- ・ 徹さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続または遺贈により財産を取得する者はいないものとする。

[徹さんの資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）]

自宅（土地・建物）：6,000万円

※土地は小規模宅地等の特例適用後の相続税の課税価格に算入される価額

NZ社自社株：24,000万円（徹さんの保有株は発行済株式総数の100%）

預貯金：6,000万円

有価証券等：8,000万円

その他の財産：2,000万円

※徹さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

## [生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	徹さん	徹さん	真紀さん	3,000万円
②			隆史さん	5,000万円
③			博司さん	4,000万円
④	NZ社		NZ社	10,000万円

※NZ社が受け取る死亡保険金のうち、1,000万円を弔慰金（全額非課税）として支払い、残額は死亡退職金として全額支払うものとする。

## [NZ社の役員退職慰労金規程における死亡退職金の条文抜粋]

## 第●●条（死亡役員に対する死亡退職金等）

死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に基づき、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位で支給するものとする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

## (問題22)

(設問A) 現時点で徹さんが死亡した場合に支払われる生命保険金および死亡退職金のうち、真紀さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。

1. 8,000万円
2. 9,000万円
3. 9,500万円
4. 10,500万円

(問題 2 3)

(設問B) CFP<sup>®</sup>認定者は、徹さんの死亡に備えた相続対策（1次相続対策）だけでなく、真紀さんの死亡に備えた相続対策（2次相続対策）も重要であることを徹さんに説明し、下記のような終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した2次相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<終身保険の契約形態>

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	備考
①	徹さん	真紀さん	徹さん	(注1)
②	隆史さん	真紀さん	隆史さん	
③	真紀さん	真紀さん	隆史さん	(注2)

(注1) 保険料を全期前納で支払うものとする。また、加入後、徹さんが真紀さんよりも先に死亡した場合、保険契約者を真紀さん、死亡保険金受取人を隆史さんに変更するものとする。

(注2) 徹さんから真紀さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により加入し、徹さんが死亡した時点より、保険契約者を隆史さんに変更するものとする。

1. 契約①に加入後、徹さんが死亡し、その後、真紀さんが死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。
2. 契約①に加入後、徹さんが真紀さんよりも先に死亡した場合、前納保険料の返還額を除く相続時の解約返戻金相当額が本来の相続財産として相続税の課税対象となる。
3. 徹さんから隆史さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により契約②に加入後、徹さんが死亡し、その後、真紀さんが死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、全額が所得税（一時所得）の課税対象となる。
4. 契約③に加入後、徹さんが死亡し、その後、真紀さんが死亡したときに隆史さんが受け取る死亡保険金は、真紀さんが払い込んだ保険料と隆史さんが払い込んだ保険料の割合に死亡保険金を按分し、真紀さんが払い込んだ保険料部分が相続税、隆史さんが払い込んだ保険料部分が所得税（一時所得）の課税対象となる。

## (問題 2 4)

(設問C) CFP<sup>®</sup>認定者が博司さんに説明した相続放棄の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「博司さんが相続放棄をした後に生命保険金を受け取った場合、その生命保険金は受取人固有の財産となりますが、相続財産の処分に当たるため、相続を単純承認したことになります。」
2. 「博司さんが相続放棄をしても、徹さんのN Z社に係る連帯保証債務は引き継ぐこととなります。」
3. 「博司さんが相続放棄をしても、生命保険金の非課税限度額は相続放棄をしなかったものとして計算しますが、博司さんが受け取る生命保険金に非課税の適用はありません。」
4. 「博司さんが相続放棄を予定しているのであれば、家庭裁判所において徹さんの生前に相続放棄の手続きを行うこともできます。」

## (問題 2 5)

(設問D) 徹さんは、後継者である長男の隆史さんに会社に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、二男の博司さんや三男の智也さんが財産分割への不公平を感じないか心配している。そこで、CFP<sup>®</sup>認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を徹さん、死亡保険金受取人を隆史さんとする必要がありますが、保険契約者（保険料負担者）については徹さんと隆史さんのいずれでもかまいません。」
2. 「隆史さんが現金の代わりに保有する上場株式を代償交付した場合、その株式の取得価額と時価の差額が所得税および住民税の課税対象となります。」
3. 「代償交付金を分割払いとする場合は家庭裁判所の許可は不要ですが、支払いが滞るリスクがあるため、遺産分割協議書に支払条件について明記しておくことが望ましいです。」
4. 「代償分割の内容を遺産分割協議書に明記することにより、相続人が受け取った代償財産は贈与税および相続税の課税対象となりません。」

## (問題 26)

(設問E) 徹さんは、財産移転を進めながら万一の死亡に備えるため、生命保険料相当額を孫である正樹さんと弘道さんの2人に毎年贈与したいと考えており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。生前贈与の留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 徹さん名義の銀行口座から受贈者名義の銀行口座に保険料相当額を振り込んだうえで、受贈者名義の銀行口座の預金通帳と届出印鑑を親権者である隆史さんが保管しておく。
2. 正樹さん、弘道さんに対して基礎控除額を超える贈与を行う場合は、徹さんが贈与税の申告・納税を行う。
3. 贈与された保険料相当額で正樹さん、弘道さんが契約した生命保険契約の保険料については、徹さんの生命保険料控除の対象となる。
4. 徹さんが死亡した場合、正樹さんと弘道さんが受け取った生命保険料相当額は相続税の課税価格に加算される。



問 8

株式会社TS（以下「TS社」という）は、ここ数年受注が拡大し、業績を順調に伸ばしています。TS社の設立時より代表取締役社長である井川社長は、業績が好調なこのタイミングで、役員保障の見直しを検討しており、事業保障および役員退職金等についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

業種：食料品製造業  
 設立：2009年4月1日  
 資本金：1,000万円  
 従業員数：25名

[家族構成]

氏名	続柄	年齢	備考
井川 慶太	本人	55歳	代表取締役社長
井川 祥子	妻	51歳	専業主婦
井川 隼人	長男	25歳	TS社社員
井川 弘明	二男	22歳	他企業にて勤務

[会社決算状況]

・ 貸借対照表

2024年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	250,000	<流動負債>	120,000
現金・預金	150,000	短期借入金	70,000
売掛金	70,000	買掛金	40,000
受取手形	0	支払手形	0
棚卸資産	20,000	その他	10,000
その他	10,000	<固定負債>	100,000
<固定資産>	250,000	長期借入金	91,000
有形固定資産	200,000	その他	9,000
土地	30,000	純資産の部	
建物	100,000	<株主資本>	280,000
機器・備品	70,000	資本金	10,000
投資その他の資産	50,000	資本剰余金	2,000
保険料積立金	28,000	利益剰余金	268,000
その他	22,000		
合計	500,000	合計	500,000

・ 損益計算書

自 2023年4月 1日  
 至 2024年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	700,000
売上原価	480,000
売上総利益	220,000
販売費・一般管理費	190,000
営業利益	30,000
営業外収益	5,000
営業外費用	5,000
経常利益	30,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	30,000
法人税等	9,000
当期純利益	21,000

## &lt;資料&gt;

## [役員退職金規程]

## 第1条（総則）

当社の取締役または監査役（以下「役員」という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

## 第2条（目的）

この規程は、役員が退職または法人税基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与する目的とする。

## 第3条（適用の範囲）

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、役員退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合。
2. 退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。
3. 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
4. その他前各項に準ずる行為があり、取締役会で減額ないし不支給を相当と認めた場合。

## 第4条（算定基準）

1. 退職慰労金の算定は、退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じ、退任時役位別倍率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。
2. 役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

## 役位別倍率

代表取締役社長	3.0	専務取締役	2.5	常務取締役	2.0
取締役	1.5	監査役	1.5		

## 第5条（在任期間）

役員在任年数は1カ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1カ月未満は1カ月に切り上げる。

## 第6条（功績加算）

在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第4条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、加算することができる。

## 第7条（弔慰金）

任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合：死亡時の報酬月額×36カ月

業務外の死亡の場合：死亡時の報酬月額×6カ月

## 第8条（支給時期）

退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後1カ月以内とする。

第9条（死亡役員に対する死亡退職金等）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、役員が指定した遺族に支給する。
2. 遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

第10条（生命保険契約の締結）

1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
2. 役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。
3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

第11条（使用人兼務役員の取扱い）

この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

第12条（規程の改正）

この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

第13条（その他）

本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

第14条（施行日）

この規程は、2009年4月1日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（問題27）

（設問A）井川社長は将来、長男の隼人さんを代表取締役社長として選任し、自身は2034年3月31日に代表取締役社長を退任して退職金を受け取る予定である。その後5年間、非常勤取締役として勤務し、2039年3月31日に完全退職することを考えている。代表取締役社長退任時の退職慰労金および非常勤取締役退任時の退職慰労金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

- ・ 代表取締役社長退任時の報酬月額が100万円、非常勤取締役退任時の報酬月額が40万円とする。
- ・ 代表取締役社長退任時の退職慰労金に10%の功績加算があるものとする。
- ・ 代表取締役社長として25年、非常勤取締役として5年務めたものとする。

1. 7,800万円
2. 8,250万円
3. 8,550万円
4. 8,850万円

## (問題 28)

(設問B) 井川社長は、事業に携わっていない妻の祥子さんのために、下記<資料>の収入保障保険に加入することを検討している。2024年12月に加入し、10年後の2034年4月に井川社長が死亡し、2036年4月に3回目の年金を受け取った場合、祥子さんの2036年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程において端数が生じた場合は、小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

## &lt;資料&gt;

保険種類：収入保障保険

契約形態：保険契約者（保険料負担者）・被保険者＝井川社長

収入保障保険受取人＝祥子さん

年金支払回数：5回

年金年額：360万円（内訳：基本年金および増加年金合計で360万円、配当金0円）

既払込正味保険料総額：330万円

年金受給権の相続税評価額：1,764万円

## &lt;参考式&gt;

① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額

② 相続税評価割合が50%超の場合の  
総収入金額算入額（課税部分）＝一課税単位当たりの金額（※a）×経過年数（※b）

※a 一課税単位当たりの金額＝年金の支払総額×課税割合（※c）÷課税単位数（※d）

※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数（1年未満の端数切捨て）をいう。

※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。

※d 課税単位数＝残存期間年数（※e）×（残存期間年数－1年）÷2

※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数（1年未満の端数切上げ）をいう。

③ 必要経費の金額＝②×（既払込正味保険料総額÷年金の支払総額）

④ 雑所得の金額＝②－③

## &lt;課税割合&gt;

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0%
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 0円
2. 58,320円
3. 72,000円
4. 87,480円

(問題29)

(設問C) CFP®認定者は、井川社長に役員退職慰労金の資金準備と事業保障資金の必要額を補うために定期保険への加入を提案した。下記<資料>に基づき、TS社が定期保険に加入した場合、保険期間の開始の日から13年を経過する日における保険料支払時のTS社の経理処理として、正しいものはどれか。なお、計算過程で生じた円未満の端数は切り捨てるものとする。また、最高解約返戻率の到達時点およびその割合は、下記<資料>の数値等の範囲で判定すること。

<資料>

[TS社が加入を検討している生命保険]

保険種類：定期保険（無配当）

保険契約者：TS社

被保険者：井川社長（契約年齢55歳）

死亡保険金受取人：TS社

死亡保険金額：1億円

保険期間：100歳満了

保険料払込期間：100歳（全期払い）

年払い保険料：3,025,800円

[保険料累計額と解約返戻金額の推移]

(金額の単位：千円)

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額	解約返戻率
3年	58歳	9,077,400	6,540,000	72.0%
8年	63歳	24,206,400	20,050,000	82.8%
13年	68歳	39,335,400	33,350,000	84.8%
18年	73歳	54,464,400	47,230,000	86.7%
23年	78歳	69,593,400	59,330,000	85.3%
28年	83歳	84,722,400	69,110,000	81.6%
33年	88歳	99,851,400	75,880,000	76.0%
38年	93歳	114,980,400	77,110,000	67.1%
43年	98歳	130,109,400	51,550,000	39.6%

1.	借方	貸方
	支払保険料 664,769円	現金・預金 3,025,800円
	前払保険料 2,361,031円	
2.	借方	貸方
	支払保険料 1,189,442円	現金・預金 3,025,800円
	前払保険料 1,836,358円	
3.	借方	貸方
	支払保険料 1,210,320円	現金・預金 3,025,800円
	前払保険料 1,815,480円	
4.	借方	貸方
	支払保険料 1,815,480円	現金・預金 3,025,800円
	前払保険料 1,210,320円	

## (問題30)

(設問D) 井川社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。下記<前提条件>に基づき、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる金額として、正しいものはどれか。

## &lt;前提条件&gt;

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
- ① 流動負債は売掛金で相殺するものとし、この差額
  - ② 井川社長は長男の隼人さんを後継者にしたいため、隼人さんに連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については井川社長が連帯保証人になっているため、この額
  - ③ 井川社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人税等の実効税率を35%とする。
- (3) 計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

- 1. 1億8,850万円
- 2. 2億9,000万円
- 3. 5億924万円
- 4. 5億3,858万円

## 問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題31)

(設問A) 損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」という）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 保護機構は、破綻した損害保険会社の救済保険会社が現れる見込みがないときは、保護機構自身が保険契約の引受けを行うほか、保護機構が子会社として承継保険会社を設立することにより、保険契約の継続を図る。
2. 少額短期保険業者が引き受けた保険契約は、保護機構の補償の対象となる。
3. マンション管理組合が契約する火災保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月以内に発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は80%である。
4. 個人が契約する自動車損害賠償責任保険において、損害保険会社が破綻して3ヵ月以上経過してから発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は80%である。

## (問題32)

(設問B) 損害保険に関連した紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽADRセンター」では、顧客と損害保険会社との間の紛争解決の支援を行っているが、共済契約に関する紛争解決手続きは対象とならない。
2. 一般社団法人保険オンブズマンでは、顧客と損害保険代理店との間で生じた紛争について取り扱っている。
3. 公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自分が契約している損害保険会社との間に生じた人身傷害保険などの保険金の支払いに関する紛争については取り扱っていない。
4. 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、物損事故に関する紛争については取り扱っていない。

**(問題 3 3)**

(設問 C) 保険料の算定に関する次の (ア) ~ (エ) の事例と、それぞれに最も関連が深い用語の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- (ア) MA 保険会社の取り扱う企業向けの賠償責任保険では、想定よりも保険金支払いの少ない状況が続いているため、来年度から保険料を引き下げることとなった。
- (イ) 所得補償保険の保険料は、職種に応じ区分されており、職業の危険度の高低により保険料が設定されている。
- (ウ) MY 保険会社は、サイバーリスクに対応する保険の開発に際し、蓄積された過去の多くの事例を基に、損害の発生頻度や規模を想定し保険料を設定した。
- (エ) 山田さんは、MT 保険会社の火災保険の新規申込み時、再調達価額で保険金額を決定する際に、建物評価額よりも高く設定したいと希望したが、代理店から現時点の評価額に基づいた保険金額としなければならないと説明を受けた。

- 1. (ア) 収支相等の原則
  - (イ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
  - (ウ) 大数の法則
  - (エ) 利得禁止の原則
- 2. (ア) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
  - (イ) 収支相等の原則
  - (ウ) 利得禁止の原則
  - (エ) 大数の法則
- 3. (ア) 大数の法則
  - (イ) 利得禁止の原則
  - (ウ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)
  - (エ) 収支相等の原則
- 4. (ア) 収支相等の原則
  - (イ) 利得禁止の原則
  - (ウ) 大数の法則
  - (エ) 給付・反対給付均等の原則 (公平の原則)

問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 会社員の長谷川さんは、2024年6月10日に横断歩道を歩行中に脇見運転をしていた自動車にひかれて病院へ搬送されたが、事故日の当日に死亡した。下記<条件>に基づき、<資料>の自賠責保険支払基準を用いて算出した長谷川さんの死亡による損害額として、正しいものはどれか。ただし、生涯を通じて【別表Ⅲ】の全年齢平均給与額（平均月額）の年相当額を得られる蓋然性が認められるものとする。なお、解答に当たっては、万円未満を切り上げ、万円単位とする。

<条件>

[長谷川さんについて]  
 性別・年齢：男性・37歳（死亡時）  
 年収（事故前1年間）：560万円（立証済み）  
 本人の生活費：立証困難  
 葬儀費用：実費130万円  
 長谷川さんの過失：なし  
 遺族：妻と子ども1人の計2人（いずれも長谷川さんの被扶養者）

<資料>

[自賠責保険支払基準（抜粋）]

第1～第3－省略－

第4 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費

葬儀費は、100万円とする。

2 逸失利益

(1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライフニッツ係数【別表Ⅱ－1】を乗じて算出する。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額【別表Ⅲ】の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

① 有職者

事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額【別表Ⅳ】の年相当額のいずれか高い額を収入額とする。ただし、次に掲げる者については、それぞれに掲げる額を収入額とする。

ア 35歳未満であって事故前1年間の収入額を立証することが可能な者

事故前1年間の収入額、全年齢平均給与額の年相当額及び年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

イ 事故前1年間の収入額を立証することが困難な者

(ア) 35歳未満の者

全年齢平均給与額の年相当額又は年齢別平均給与額の年相当額のいずれか高い額。

(イ) 35歳以上の者

年齢別平均給与額の年相当額。

ウ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除く。）－省略－

②～③－省略－

(2)－省略－

(3) 生活費の立証が困難な場合、被扶養者がいるときは年間収入額又は年相当額から35%を、被扶養者がいないときは年間収入額又は年相当額から50%を生活費として控除する。

3 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は、400万円とする。

4 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者及び子（養子、認知した子及び胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

第5～附則－省略－

【別表Ⅱ－1】就労可能年数とライプニッツ係数表

(1)－省略－

(2) 18歳以上の者に適用する表（抜粋）

年齢（歳）	就労可能年数（年）	係数
34	33	20.766
35	32	20.389
36	31	20.000
37	30	19.600
38	29	19.188
39	28	18.764
40	27	18.327

【別表Ⅲ】全年齢平均給与額（平均月額）

男	409,100円	女	298,400円
---	----------	---	----------

【別表Ⅳ】年齢別平均給与額（平均月額）（抜粋）

年齢（歳）	男（円）	女（円）
34	386,300	299,300
35	394,600	302,100
36	403,000	304,800
37	411,400	307,500
38	418,800	310,100
39	426,200	312,600
40	433,500	315,100

1. 7,640万円

2. 8,285万円

3. 8,485万円

4. 8,515万円

(問題 35)

(設問B) 2つの住宅建物(同一敷地内でない)を所有する杉山さんは、建物を保険の対象(保険の目的)として、それぞれAX社およびAY社と火災保険を契約している。過日、台風による強風で杉山さんの2つの建物とも損害を受けた。杉山さんに支払われる損害保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照し、費用保険金等については考慮しないものとする。

[杉山さんの火災保険の契約内容]

保険会社	保険種類	保険の対象	保険価額	保険金額
AX社	住宅火災保険	建物I	2,000万円	1,400万円(免責金額なし)
AY社	すまいの火災保険	建物II	1,600万円	1,600万円(免責金額20万円)

[損害状況]

保険会社	保険の対象	延床面積	損壊した床面積	損害額(修理費)
AX社	建物I	145m <sup>2</sup>	60m <sup>2</sup>	400万円
AY社	建物II	100m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	300万円

※損害額(修理費)はいずれも確定した金額である。

※記載のない支出および修理に伴って発生した残存物はない。

<資料1> AX社

[住宅火災保険普通保険約款(抜粋)]

第1章 保険金の支払

第1条(保険金を支払う場合)

1 当社は、この約款に従い、次の各号のいずれかに該当する事故によって保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、損害保険金を支払います。

(1) 火災

(2) 落雷

(3) 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。)

2 当社は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、構内ごとに保険の目的のすべてについて、一括して行うものとします。

3~7-省略-

第2条~第3条-省略-

第4条(保険金の支払額)

1 当社が第1条(保険金を支払う場合)第1項または第2項の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

- 2 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- 3 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{第1項の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

以下—省略—

<資料2>AY社

[すまいの火災保険普通保険約款 (抜粋)]

第1章 建物条項

第1条 [この条項の適用条件]

この条項は、この保険契約において居住の用に供する建物を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条 [保険の対象の範囲]

- (1) この条項における保険の対象は、保険証券記載の建物とします。ただし、次表に掲げる物のうち保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置され、かつ、記名被保険者の所有するものは、保険の対象に含まれます。

保険の対象となる物	
①	畳、建具、建物付属設備
②	庭木
③	屋外設備

- (2) 次表に掲げる物のうち保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置され、かつ、記名被保険者の所有するものは、保険証券に「含まない」と明記しないかぎり、保険の対象に含まれます。

保険の対象となる物	
①	建物の基礎 (保険の対象である建物の基礎をいいます。)
②	門、塀、垣
③	物置、車庫その他の付属建物

- (3) —省略—

第3条 [保険金を支払う場合]

- (1) 当社は、保険期間中に発生した次表の「事故の種類」に該当する事故に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。

事故の種類		説明
①	火災	—
	落雷	—
	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
②	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	雹(ひょう)災	—
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

以下—省略—

第4条－省略－

第5条 [支払保険金の計算]

(1) 当社が第3条 [保険金を支払う場合] の損害保険金として支払う額は、次表によります。

項	事故の種類	支払保険金の額
①	火災、落雷、破裂・爆発	【全焼・全壊の場合】 損害保険金 = 建物保険金額
②	風災、雹（ひょう）災、雪災	
③	水ぬれ	【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額  ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。
④	盗難	
⑤	水災	
⑥	破損、汚損等	

(2) 本条(1)の全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である保険証券記載の建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である保険証券記載の建物の延床面積}}$$

(3)～(5)－省略－

第6条 [損害の額の計算]

第5条 [支払保険金の計算] に規定する損害の額は、次表により算出します。

項	損害の形態	損害の額の算出方法
①	焼失、流失または損壊の場合	損害の額 = 修理費 - 修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額
②	盗取の場合	損害の額 = 再調達価額

以下－省略－

1. 560万円
2. 580万円
3. 630万円
4. 650万円

## (問題36)

(設問C) 個人事業主の最上さんは、ゴルフ場でプレー中に、最上さんの打ったゴルフボールが誤って前の組でプレーをしていた榎並さんに当たり、負傷させてしまった。下記<条件>に基づき、ゴルファー保険の賠償責任保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

## &lt;条件&gt;

## [最上さんの契約内容]

保険契約者・被保険者：最上さん

保険種類：ゴルファー保険

傷害保険金額：800万円

賠償責任保険金額（支払限度額）：1億円（免責金額：3万円）

ゴルフ用品特約保険金額：40万円

ホールインワン特約保険金額：70万円

## [事故状況および損害額]

加害者：最上さん

被害者：榎並さん（前の組のプレーヤー）

損害賠償額：67万円（ケガによる入院および通院の治療費・交通費など）

争訟費用：23万円（弁護士報酬・裁判費用など）

※損害額は確定済みの金額で、事故に関連するその他の費用は発生していない。

※争訟費用は保険会社の同意を得たものである。

## &lt;資料&gt;

## [個人型生活補償保険普通保険約款 ゴルファー賠償責任補償特約（抜粋）]

第1条－省略－

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

(2) 当社は、損害の原因となった本条（1）の事故発生の時が保険期間中であった場合に限り、保険金を支払います。

第3条～第4条－省略－

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) 当社は、本条(1)に定める保険金に加えて、次表に掲げる費用の合計額を保険金として支払います。なお、これらの費用については、その全額を支払います。

費用	説明
①損害防止費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
②権利保全行使費用	第7条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③緊急措置費用	第2条(保険金を支払う場合)(1)に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用をいいます。
④示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第9条(当社による解決)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
⑤争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

以下一省略一

1. 64万円
2. 67万円
3. 87万円
4. 90万円

## (問題37)

(設問D) 会社員の関根圭太さんと妻の涼子さんは、交通事故により2人とも重傷を負い病院に入院し治療を続けていたが、圭太さんは死亡した。涼子さんは退院したがその後通院し完治した。下記<条件>に基づき、圭太さんを本人とする個人用生活補償保険(夫婦型)から支払われる保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

## &lt;条件&gt;

[関根さんの個人用生活補償保険(夫婦型)の契約内容]

本人 傷害死亡・後遺障害保険金額：700万円  
 傷害入院保険金額(日額)：10,000円(支払対象期間180日・支払限度日数180日)  
 傷害手術保険金額：傷害入院保険金額(日額)の5倍・10倍  
 傷害通院保険金額(日額)：5,000円(支払対象期間180日・支払限度日数90日)

配偶者 傷害死亡・後遺障害保険金額：500万円  
 傷害入院保険金額(日額)：8,000円(支払対象期間180日・支払限度日数180日)  
 傷害手術保険金額：傷害入院保険金額(日額)の5倍・10倍  
 傷害通院保険金額(日額)：5,000円(支払対象期間180日・支払限度日数90日)

※他の特約は付帯されていない。

[事故状況および治療状況]

- ・ 夫婦で乗車中に交差点内で他の車両と衝突し重傷を負った。
- ・ 2人とも入院直後(事故日当日)にそれぞれ1回手術を受けた。
- ・ 圭太さんが死亡するまでの入院日数は事故日から連続して15日間である。
- ・ 涼子さんは事故日から連続して35日間入院し、退院後3ヵ月間に20日間通院した。
- ・ 2人とも後遺障害は発生していない。
- ・ 涼子さんに通院中のギプス固定はない。

※いずれも確定した損害および日数である。

## &lt;資料&gt;

[個人用生活補償保険普通保険約款 傷害補償特約(抜粋)]

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い傷害保険金を支払います。

(2) 当社は、本条(1)の傷害保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。ただし、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については保険証券に傷害死亡・後遺障害保険金額が記載された場合、傷害手術保険金については保険証券に傷害入院保険金日額が記載された場合に支払います。

(3) ー省略ー

第3条～第4条ー省略ー

第5条(傷害死亡保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。ただし、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額を、傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。

(2)～(3)ー省略ー

第6条ー省略ー

第7条(傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が傷害入院に該当した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害入院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害入院の日数}}$$

(2)ー省略ー

(3) 本条(1)の傷害入院の日数には次の日数を含みません。

- ① 事故の発生の日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数
- ② 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数

(4) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害入院保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、傷害手術保険金支払対象期間(注)内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

① 入院中に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 10$$

② 本条(5)①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 5$$

(注) 傷害手術保険金支払対象期間とは、傷害保険金を支払いうる傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間の日数に達するまでの期間をいいます。

(6)～(7)ー省略ー

第8条(傷害通院保険金の計算)

(1) 当社は、被保険者が傷害通院に該当した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{傷害通院保険金の額}} = \boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害通院の日数}}$$

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数につ

いて、本条（1）の傷害通院に該当したものとみなします。

（3）当社は、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、第7条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）の傷害入院保険金を支払うべき期間中の傷害通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

（4）本条（1）の傷害通院の日数には次の日数を含まません。

① 事故の発生の日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数

② 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数

（5）被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、その期間に対し重複しては傷害通院保険金を支払いません。

以下一省略一

1. 756万円
2. 761万円
3. 763万円
4. 771万円

## 問 1 1

2023年12月に新築した戸建て住宅（持ち家）に住んでいる高倉さんが契約している損害保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [家族構成]

高倉さん（55歳）：会社員  
妻（55歳）：専業主婦（高倉さんと同居・同一生計）  
長男（27歳）：会社員（両親と別居・別生計、既婚）  
長女（21歳）：大学生（両親と別居・同一生計、未婚）

## [高倉さんが契約している損害保険の内容]

## &lt;契約①&gt;

保険種類：住宅向け火災保険  
保険契約者＝被保険者：高倉さん  
保険期間：2023年12月1日から5年間  
保険の対象：建物 鉄骨造陸屋根2階建て専用住宅1棟  
家財 上記建物内収容家財一式  
保険価額：建物 4,000万円  
家財 2,500万円  
保険金額：建物 4,000万円  
家財 2,500万円

## &lt;契約②&gt;

保険種類：自動車保険  
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：高倉さん  
保険期間：2024年2月1日から1年間  
被保険自動車：自家用小型乗用車  
保険金額：対人賠償責任保険金額 無制限（1名につき）  
対物賠償責任保険金額 無制限（1事故につき）  
人身傷害保険金額 5,000万円（1名につき）  
一般車両保険金額 150万円  
特約：運転者本人・家族限定特約  
運転者年齢条件特約（21歳以上補償）  
他車運転危険担保特約（自動付帯）  
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

**(問題38)**

(設問A) 高倉さんは、住宅向け火災保険<契約①>に地震保険を付帯することを検討している。地震保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高倉さんの住宅の場合、建築年割引15%が適用される。
2. 地震により住宅建物が被災し、損害の程度が一部損と認定された場合、地震保険から保険金額の5%が保険金として支払われる。
3. 保険期間5年の火災保険に地震保険を中途付帯する場合は、火災保険の保険始期の応当日でなければならない。
4. 家財に地震保険を付帯するときに1個または1組の価額が100万円を超える美術品を火災保険証券に明記していた場合、地震保険の補償の対象となる。

**(問題39)**

(設問B) 高倉さんが契約している自動車保険<契約②>に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高倉さんが被保険自動車を運転中に、誤って塀に衝突し、同乗していた妻がケガをして入院した場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
2. 長男が被保険自動車を運転し、他人の住宅の塀に衝突し損壊させた場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
3. 被保険自動車が噴火により全損となった場合、一般車両保険の補償の対象となる。
4. 長女が被保険自動車を運転中に、他の自動車と衝突してケガをして通院した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。

## 問 1 2

C F P<sup>®</sup>認定者は、自転車販売業者であるS A商店に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [ S A商店の概要 ]

事業内容：小売業（自転車の販売のほか、自転車の組立・修理を行っている）  
従業員：7名（うち、パート・アルバイト4名）  
店舗建物：鉄筋コンクリート造3階建て（330m<sup>2</sup>）

## (問題 4 0)

(設問A) S A商店が契約している店舗総合保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。  
なお、特約は付帯されていないものとする。また、解答に当たっては、下記<資料>を参考にすること。

## &lt;資料&gt;

## [契約内容]

保険種類：店舗総合保険  
保険の対象：鉄筋コンクリート造3階建て店舗建物（330m<sup>2</sup>）  
建物内収容の什器・備品一式  
建物内収容の商品一式  
保険金額：店舗建物 8,000万円  
建物内収容の什器・備品一式 3,000万円  
建物内収容の商品一式 3,000万円

1. 落雷により建物内の什器に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
2. 排水管に異物が詰まり漏水により建物に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
3. 泥棒が侵入し、建物内の商品が盗まれて損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
4. 豪雨による洪水のため地盤面より48cmの浸水を被った結果、建物内の什器・備品に損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。

## (問題 4 1)

(設問 B) S A 商店は店舗建物を保険の対象として店舗休業保険を契約している。以下の事故において店舗休業保険から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料 1><資料 2>を参照すること。

## &lt;資料 1&gt;

## [契約内容]

店舗休業保険：約定復旧期間 3 ヶ月  
 保険金額（1 日当たりの粗利益額） 20 万円  
 支払限度率 30%

## [事故状況]

火災により店舗建物が損害を被り、営業を休止した。  
 復旧期間内の休業日数：事故発生日から 8 日間  
 売上減少高：500 万円  
 支払いを免れた経常費等の費用：50 万円  
 減少させることができた休業日数：2 日間  
 休業日数短縮費用：60 万円

## &lt;資料 2&gt;

## [店舗休業保険普通保険約款（抜粋）]

## 第 1 条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象が次のいずれかに該当する事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（以下「損失」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 風災、雹災、雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
- ⑤ 建物の外部から物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。
- ⑥ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、④の事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。
  - ア. 給排水設備に生じた事故
  - イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

## ⑧ 盗難

第2条～第4条—省略—

## 第5条（保険金の支払額）

（1）当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。

- ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用（注）の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。

（注）追加費用

損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および第26条（損害・損失防止義務および損失防止費用）（2）に規定する費用を含みません。以下「休業日数短縮費用」といいます。

（2）第1条（保険金を支払う場合）④の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により（1）の規定に従い、保険金を算出するものとします。

1. 140万円
2. 160万円
3. 200万円
4. 220万円

## (問題42)

(設問C) S A商店は従業員の就業中の事故に備えるため、就業中のみの危険補償特約を付帯した普通傷害保険の契約を検討している。S A商店が契約を検討している普通傷害保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、その他の特約は付帯しないものとし、解答に当たっては、下記<資料>を参照すること。

## &lt;資料&gt;

補償内容：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金			
保険契約者	被保険者	保険金受取人	
S A商店	S A商店の従業員	死亡保険金	後遺障害・入院・通院保険金
		被保険者の法定相続人	被保険者

1. S A商店の従業員が毎日の業務作業が原因で、けんしょう炎となり通院した場合、補償の対象となる。
2. S A商店の従業員が業務中に発生した地震により転倒し、ケガをして通院した場合、補償の対象となる。
3. S A商店の従業員が出張中に熱中症にかかり、入院した場合、補償の対象となる。
4. S A商店の従業員が出勤途中の交通事故によるケガで死亡した場合、補償の対象となる。

## 問 1 3

C F P<sup>®</sup>認定者は、食材の卸売り・レストランを経営するQ S株式会社（以下「Q S社」という）に係るリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## 〔Q S社の概要〕

事業内容：食材卸・レストラン経営（県内に5店舗経営）

資本金：1億円

従業員：100名（うちパート・アルバイト70名）

所有建物：店舗（鉄骨サイディング造2階建て 500m<sup>2</sup>、5店舗とも同じ）

※5店舗とも1階が和食、2階が洋食レストランを経営

本社ビル（鉄筋コンクリート造3階建て 700m<sup>2</sup>）

所有車両：9台（自家用普通乗用車1台、自家用小型貨物車8台）

## （問題 4 3）

（設問A）企業活動のリスクと対応する損害保険について、C F P<sup>®</sup>認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

1. 「継続的な商取引を行っている取引先の倒産等によって、売上債権の回収ができない場合の備えとして、取引信用保険を検討した方がよいでしょう。」
2. 「店舗が地震により損壊して休業を余儀なくされ、その間の営業収益が減少する場合の備えとして、企業費用・利益総合保険を検討した方がよいでしょう。」
3. 「本社のサーバーが不正アクセスを受け、顧客の個人情報情報が漏えいしたとき、会社が法律上の損害賠償責任を負う場合の備えとして、サイバー保険を検討した方がよいでしょう。」
4. 「従業員の不当解雇に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負う場合の備えとして、雇用慣行賠償責任保険を検討した方がよいでしょう。」

**(問題 4 4)**

(設問B) 法人向け普通火災保険と、同保険に付帯する拡張危険担保特約についてCFP<sup>®</sup>認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。なお、火災保険の拡張危険担保特約とは、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。

1. 普通火災保険は、落雷によって本社ビルに損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
2. 地震危険担保特約は、家計地震保険と同様、損害の程度によって全損、大半損、小半損、一部損の認定を行い、保険金が支払われる。
3. 電氣的・機械的事故担保特約は、運転負荷異常による過電流のため店舗の自動ドアに損害が生じた場合、保険金の支払い対象となる。
4. 水災危険担保特約は、台風による豪雨により店舗が浸水して損害を被った場合、保険金の支払い対象となる。

**(問題 4 5)**

(設問C) QS社が所有・使用する車両が、10台に達した場合の自動車保険の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、QS社が所有する車両はすべて損害保険会社が扱う自動車保険に加入するものとする。また、ノンフリート契約とは、フリート契約以外の自動車保険契約のことをいう。

1. 所有・使用する契約車両が10台に到達した日以降に契約する自動車保険は、ノンフリート契約またはフリート契約のいずれかを任意に選択することができる。
2. フリート契約では、所有・使用する車両1台ごとに事故歴により保険料の割増引が決定される。
3. フリート契約では、所有・使用する個々の車両に運転者の年齢条件を設定することができる。
4. フリート契約では、10台以上の所有・使用する車両を1つの保険証券で契約した場合、フリート多数割引が適用される。

**(問題 4 6)**

(設問D) QS社が契約を検討している労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

1. 労働災害総合保険（法定外補償条項）では、政府労災保険に特別加入している事業主のみを対象として加入することができる。
2. 労働災害総合保険（法定外補償条項）では、原則としてパートタイマー・アルバイト従業員も被用者に含めて加入する。
3. 労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）では、労働災害総合保険（法定外補償条項）に未加入の場合であっても単独で契約することができる。
4. 労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）の保険金額は、被用者1人当たりの支払限度額と、1災害における総額の支払限度額を設定する。

## 問14

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題47)

(設問A) 会社員の塩谷さんは、下記<資料>の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。塩谷さんが2024年分の所得税に関して受けられる地震保険料控除の額(最大額)として、最も適切なものはどれか。なお、<資料>に記載のない保険契約は考慮しないものとする。

## &lt;資料&gt;

## [契約①]

保険種類：自動車保険  
保険契約者＝保険料負担者：塩谷さん  
記名被保険者：塩谷さん  
保険期間：2024年10月1日から1年間  
年間保険料(一時払い)：220,000円

## [契約②]

保険種類：地震保険付帯住宅向け火災保険  
保険契約者＝保険料負担者：塩谷さん  
保険の対象：塩谷さんの自宅建物  
保険期間：火災保険 2024年1月1日から5年間  
地震保険 2024年1月1日から1年間(自動継続)  
保険料：火災保険料(長期一括払い) 550,000円  
地震保険料(2024年支払分) 55,000円

## [契約③]

保険種類：所得補償保険  
保険契約者＝保険料負担者：塩谷さん  
被保険者：塩谷さん  
保険期間：2024年7月1日から1年間  
年間保険料(一時払い)：22,000円

## [契約④]

保険種類：ペット保険  
保険契約者＝保険料負担者：塩谷さん  
保険期間：2024年8月1日から1年間  
保険料(月払い)：2,000円

1. 22,000円
2. 50,000円
3. 55,000円
4. 77,000円

**(問題 48)**

(設問B) 個人が受け取る損害賠償金と損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 交通事故による被害者が加害者から受け取った損害賠償金は、非課税である。
2. 事故でケガをして就業不能となり、業務に従事することのできなかつた期間の所得の補償として所得補償保険から被保険者が受け取った保険金は、非課税である。
3. 自動車を運転中の事故により被保険者が死亡し、人身傷害保険から相続人が受け取った死亡保険金のうち、相手方の過失相当額分は、非課税である。
4. ホールインワンを達成し、パーティーを開催したことによりゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約から被保険者が受け取った保険金は、非課税である。

**(問題 49)**

(設問C) 個人事業主が受け取った損害賠償金等に係る所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 個人事業主が対人賠償事故の被害者となり、個人事業主が所属する商店会から受け取った見舞金(社会通念上相当額)は、非課税である。
2. 対物賠償事故により店舗内に陳列していた商品に損害を受け、その商品の損害に対して受け取った損害賠償金は、非課税である。
3. 対物賠償事故により事業用資産に損害を受け、業務が一時休止となり、収益補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。
4. 対物賠償事故により店舗に損害を受け、本来の店舗で営業再開できるまでの仮店舗の賃借料の補償として受け取った損害賠償金は、非課税である。

**(問題 50)**

(設問D) 雑損控除と災害減免法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 雑損控除では、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には翌年以後7年間にわたり繰り越すことができる。
2. 雑損控除は、詐欺によって資産に損害を受けた場合にも適用を受けることができる。
3. 災害減免法の適用を受けるには、災害にあった年の所得金額の合計が1,000万円以下でなければならない。
4. 自然災害による損害ならびに盗難や横領による損害は、災害減免法の適用対象となる。